

特装車 メンテナンスニュース

メーカー推奨点検編

No. 55 2023・3

特装車の定期点検・整備を怠ると莫大な費用が掛かります。
点検・整備時はメーカー推奨点検も実施ねがいます!!

架装物の『安全点検制度』で特装車のトラブルを未然に防止

一般社団法人 日本自動車車体工業会（以下、車体工業会）会員会社が製作するトラックの上物（架装物）には道路運送法・貨物自動車運送事業輸送安全規則や労働安全衛生法等による架装物に対する定期自主点検の実施が求められています。架装物は車両の一部でありながら道路運送車両法に基づく法定点検の対象外であることから、架装物の点検整備実施率が低く経年劣化や未整備状態に伴う故障や事故により特装車の稼働率が低下することが以前より懸念されていました。道路運送車両法：第49条（自動車の点検及び整備に関する手引き）にて特種な構造・装置の自動車や走行距離が多いなど使用状況が厳しい場合（シビアコンディション）には、該当車両の点検記録簿に掲載されていない点検『**架装メーカーが発行している点検整備記録簿（特装車メーカー発行）**』を参考に点検をおこなうことが求められています。車体工業会会員メーカーが発行している点検整備記録簿（**推奨点検含む**）に従い当会会員の指定サービス工場等がお客様に代わって定期自主点検をおこない当該点検を実施した車両には当会発行『架装物年次点検【済】ステッカー』を貼付します。

安全を維持するために定期点検は重要です！

特装車の駆動装置・可動部・作動油等は日々ダメージを受けています。また、走行時等の振動により締結部（ボルト等）には常に強い負荷が掛かっています。これら部品の摩耗・焼き付き・カジリ・作動油の劣化や締結部の緩みは重大な故障・事故の要因となります。

特装車を快適に使用するために、定期点検で状態に応じた部品交換やボルトの増し締め、可動部への給脂を行いましょう。

各メーカーの取り扱い説明書をご確認いただき、記載されている時期に必ず該当箇所の定期点検整備並びに、消耗部品（定期交換部品）の交換を行ってください。

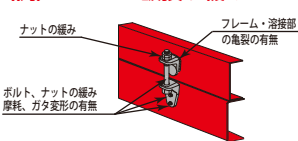
（例）各種フィルタの汚れ・目詰まり



エアフィルタ汚れ 目詰まり
 オイルエレメント 汚れ
 オイルエレメント 目詰まり

作動油中の塵埃や鉄粉などのゴミが油圧回路へ侵入するのを防ぐ効果が弱まってしまい、コンタミの侵入による故障に繋がります。

（例）ボルトの破損や緩み



ナットの緩み
 フレーム・溶接部の亀裂の有無
 ボルト、ナットの緩み 摩耗、ガタ変形の有無



【納車後3ヶ月での初期緩み】

※ 締結部ボルトの初期緩みによる増し締めを怠ると走行時の発進・制動・振動等による外力をボルトが負担するためボルトの破断、折損に繋がります。

放置は危険!!



※道路運送車両法（第47条の2）日常（運行前）点検・（第48条）定期点検は使用者・運行者に義務付けられています。

《点検・整備を怠ると重度の故障に!! 推奨点検でトラブルを予防》

※故障による修理費用は、点検整備費用の何倍も掛かります。

特装車を『長く安全に』ご使用するために、しっかりとメーカー推奨点検をしましょう。

ハンガー BKT 摩耗...



チェーン伸び干渉...



ポンプベアリングガタ...



プレスプレート可動部摩耗...



ジャーナルの破損...



ワイヤー切断...



固縛ボルト折損...



減速機破損...



油圧ホース劣化...



シリンダ油漏れ...



【点検は各メーカーの点検記録表に基づき実施ねがいます。（参考例）】

重要

『定期自主点検時には必ず次のメンテナンスを実施しましょう』

重要

1

作動油・ギヤオイル等の交換



2

各種エレメント・フィルタの交換



3

各給脂箇所への指定グリス等の給脂



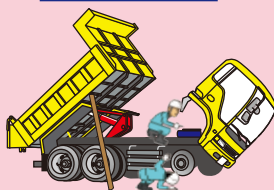
特装車にはメーカー指定定期点検があります!!

【特装メーカー】

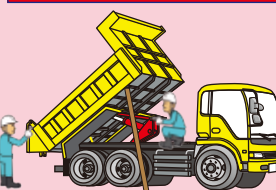
★法定定期点検には含まれない
装備などについて定期点検・
整備項目として指定。



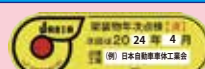
法定点検・整備



メーカー指定点検・整備



架装物年次点検【済】ステッカー



2023年(黄色)

点検OK



※法定点検・整備に加え、各社メーカー指定の点検・整備を実施しましょう。

重要

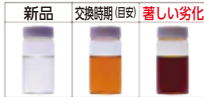
作動油・潤滑油 (ギヤオイル等) 管理とグリス給脂が重要

重要

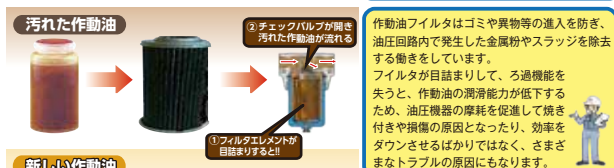
★作動油・潤滑油 (ギヤオイル等) の点検・交換 (参考例)

特装車両の故障を未然に防ぎ、寿命を長くするためには、作動油・
潤滑油 (ギヤオイル等) の定期的な交換が必要です。

作動油・潤滑油の交換時期については各メーカー取り扱い説明書を
参照が必要です。(作動油交換時は必ずフィルタを交換する必要があります)
また、作動油・潤滑油が少なくなった場合は規定レベル位置まで補
給が必要です。



こんなに大切な作動油フィルタの動き



定期交換のメリット

- ※ 安心感を持って作業ができます。
- ※ 故障、修理による稼働率の低下を防ぎます。
- ※ 不要な修理費の削減を図れます。
- ※ 特装車の性能を維持する事ができます。



→ 酸化劣化限界 (メーカーによって色合いが違います。)

★グリス給脂箇所の点検と給脂 (参考例)

特装車の可動部は「チカラ」を発揮させる重要な部分です。
可動部は人間の体に例えれば肘・膝等の関節の役割をしております。
駆動・摺動部には常に高回転、高荷重等の力が掛っているため、ベアリン
グ・ブッシュ・パッド等に大きな摩擦が発生し異常摩耗やカジリ・焼き付
き等の原因となります。
必ず定期的に指定箇所への給脂 (指定グリス等) を実施する必要があります。

グリスはメーカー推奨品
を使用してください!!
※ 給脂箇所は各メーカーの取
扱い説明書を参照してください。



【ドライブシャフトの給脂について (参考例)】

★ グリス不足は、機械の異常な摩耗を引き起こしてしまいます。
グリスがなくなってしまうと、金属同士で接触面を傷つけ、
「カジリ」や「焼き付き」「破損」の原因となります。



何が必要になる?

※ 駆動部の異音・ガタツキ

ユニバーサルジョイントの給脂

※ ジョイントの分解

ベアリングの給脂

※ ベアリング等の損傷
※ 焼き付き・破損

ベアリングの給脂

※ ベアリング等の損傷
※ 焼き付き・破損

部品交換・グリス給脂

※ 修理完了グリス給脂

メーカー推奨点検と整備はプロの目でチェック、トラブルを未然に防止し稼働率のアップで信頼獲得への第一歩です!!

一般社団法人 日本自動車車体工業会 架装物安全点検制度で特装車を快適に支える5つの項目

- ※ 道路運送車両法 (第47条の2) 日常 (運行前) 点検 (第48条) 定期点検は使用者・運行する者に義務付けられています。
- ※ 法令で定期点検 (検査) が義務付けられている特装車は 1 年以内ごとに定められた検査をおこなわなければなりません。

- 架装物の性能を維持することができます。
- 安心感を持って業務 (作業) ができます。
- 故障、修理による稼働率の低下を防ぎます。
- 不要な修理費を最小限に抑えランニングコストの削減が図れます。
- 突然のトラブルを未然に防止し、お得意様からの信頼も獲得できます。

架装物安全点検制度ステッカー

※ 新車時「点検制度適用車」ステッカー



※ 点検時「架装物年次点検【済】」ステッカー



★どんな点検を行うのか

架装物の点検は各メーカーごとに定められた点検項目に基づき実施し、結果を点検整備記録簿に記録しなければなりません。

★点検の記録は

点検結果は所定の定期点検整備記録簿『チェックリスト』に点検内容を記録し 3 年間保管しなければなりません。

★異常があった場合は

点検の結果、異常・不具合を認めた場合は直にお客様と打合せし補修などを行い正常な状態に復旧させ、その他必要な措置を取らなければなりません。

★点検する者は

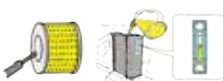
自動車運行する者が行なうことになっていますが推奨として各メーカー指定サービス工場でおこなうことで安心と信頼をえられます。

★点検には検査機器が必要で

点検には特殊機器が必要となる場合があります。設備の整った各メーカー指定サービス工場での点検・検査をお勧めいたします。

★点検車両には点検【済】ステッカー

メーカー指定サービス工場定期点検を実施した車両には、車体工業会発行の架装物年次点検【済】ステッカーを貼付いたします。



1. メーカー推奨定期点検と定期消耗部品交換でトラブルを未然に防止!! (例) ※各社取り扱い説明書を参照が必要です。

■メーカー推奨点検整備 (例)

各製品の取り扱い説明書を元に点検整備を実施が必要です。

【ベアリング交換】 【キャンパス交換】 【チェックバルブ交換】 【排出ホース交換】 【ベルト交換】 【固縛ボルト交換】 ★ 圧力測定



★グリス給脂

2. メーカー推奨定期交換部品!! (参考例)

■定期交換部品 (例)

製品の「安全」と「品質」を維持するために、機能的に異常がなくても必ず定期的に交換しなければならない部品。



※ トレーラには「スプリングキャンパ等」の重要定期交換部品もあります。

※特装車の点検整備・部品交換は専門的な技術と設備のある、各メーカー指定サービス工場でお受けください。

一般社団法人 日本自動車車体工業会 特装部会 サービス委員会